

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 29 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 13 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 8 月 31 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	36,230,000 28,984,000	一括	7,246,000	190,843	40,894
1	12,090,000				
2	360,000				
3	23,780,000				
			</		

物 件 目 録

1 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番8
 地 目 宅地
 地 積 154.49平方メートル

共有者 A 持分10分の8
 共有者 B 持分10分の2

2 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番6
 地 目 公衆用道路
 地 積 140平方メートル

共有者 A 持分140220分の26632
 共有者 B 持分140220分の6658

3 所 在 練馬区大泉学園町五丁目3058番地8
 家屋 番号 3058番8の2
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
 床 面 積 1階 90.93平方メートル
 2階 92.90平方メートル
 地下1階 92.74平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 96.93平方メートル
 2階 92.90平方メートル
 地下1階 92.74平方メートル

物 件 目 録

共有者 A 持分10分の8
共有者 B 持分10分の2



※
め
め
※

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 4 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 吉 川 直 子

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

物 件 目 録

1 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058 番 8
 地 目 宅地
 地 積 154.49 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 8
 共有者 B 持分 10 分の 2

2 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058 番 6
 地 目 公衆用道路
 地 積 140 平方メートル

共有者 A 持分 140220 分の 26632
 共有者 B 持分 140220 分の 6658

3 所 在 練馬区大泉学園町五丁目 3058 番地 8
 家屋 番号 3058 番 8 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 2 階建
 床 面 積 1 階 90.93 平方メートル
 2 階 92.90 平方メートル
 地下 1 階 92.74 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 96.93 平方メートル
 2 階 92.90 平方メートル
 地下 1 階 92.74 平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分 10 分の 8
共有者 B 持分 10 分の 2



令和8年(ケ)第 67号
令和8年 4月27日 受理
令和8年 5月19日 提出
(評価人 曾我 一郎)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番8
 地 目 宅地
 地 積 154.49平方メートル
 共有者 A 持分10分の8
 共有者 B 持分10分の2

2 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番6
 地 目 公衆用道路
 地 積 140平方メートル
 共有者 A 持分140220分の26632
 共有者 B 持分140220分の6658

3 所 在 練馬区大泉学園町五丁目3058番地8
 家屋 番号 3058番8の2
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
 床 面 積
 1階 90.93平方メートル
 2階 92.90平方メートル
 地下1階 92.74平方メートル
 共有者 A 持分10分の8
 共有者 B 持分10分の2

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	練馬区大泉学園町5丁目27番2号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☒ 公衆用道路(物件2) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 共有者ら ☐ その他の者 上記の者が上記物件1土地上に下記建物を共有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件3・		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約96.93平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある — 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある ☐ 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (共有者)	1 本件建物は、私が子とともに、居宅として使用しています。 2 共有者 B は、本件建物に居住していません。 3 郵便受けに「ART 設備」の表示がありますが、これは、私が仕事をする際の屋号です。 4 本件建物地下 1 階部分を倉庫として使用しています。 5 物件 1 土地南側ガレージ部分に、私が自動車を置いています。 (令和 8 年 5 月 1 1 日電話聴取)
C (在室者)	1 私は、共有者 A の子です。 2 本件建物は、共有者 A が居宅として使用しており、私も同居しています。 3 物件 1 土地東側道路部分に自転車が複数置いてありますが、これは共有者 A が置いているものです。 (令和 8 年 5 月 1 2 日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件3建物1階南側に、増築部分（サンルーム）が存在する。
- 3 物件3建物屋上部分に塔屋が存在する。
- 4 物件3建物の占有状況は、郵便受けの表示、共有者 A あて郵便物の存在及び関係人の陳述並びに現場の状況から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月1日 : - :	当庁 (郵便)	■共有者 B に対し 照会書送付
令和8年5月1日 14:40-15:00	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和8年5月11日 : - :	当庁 (電話)	■共有者 A に 電話聴取
令和8年5月12日 8:50-9:20	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 在室者 C に 面接聴取
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和8年5月12日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

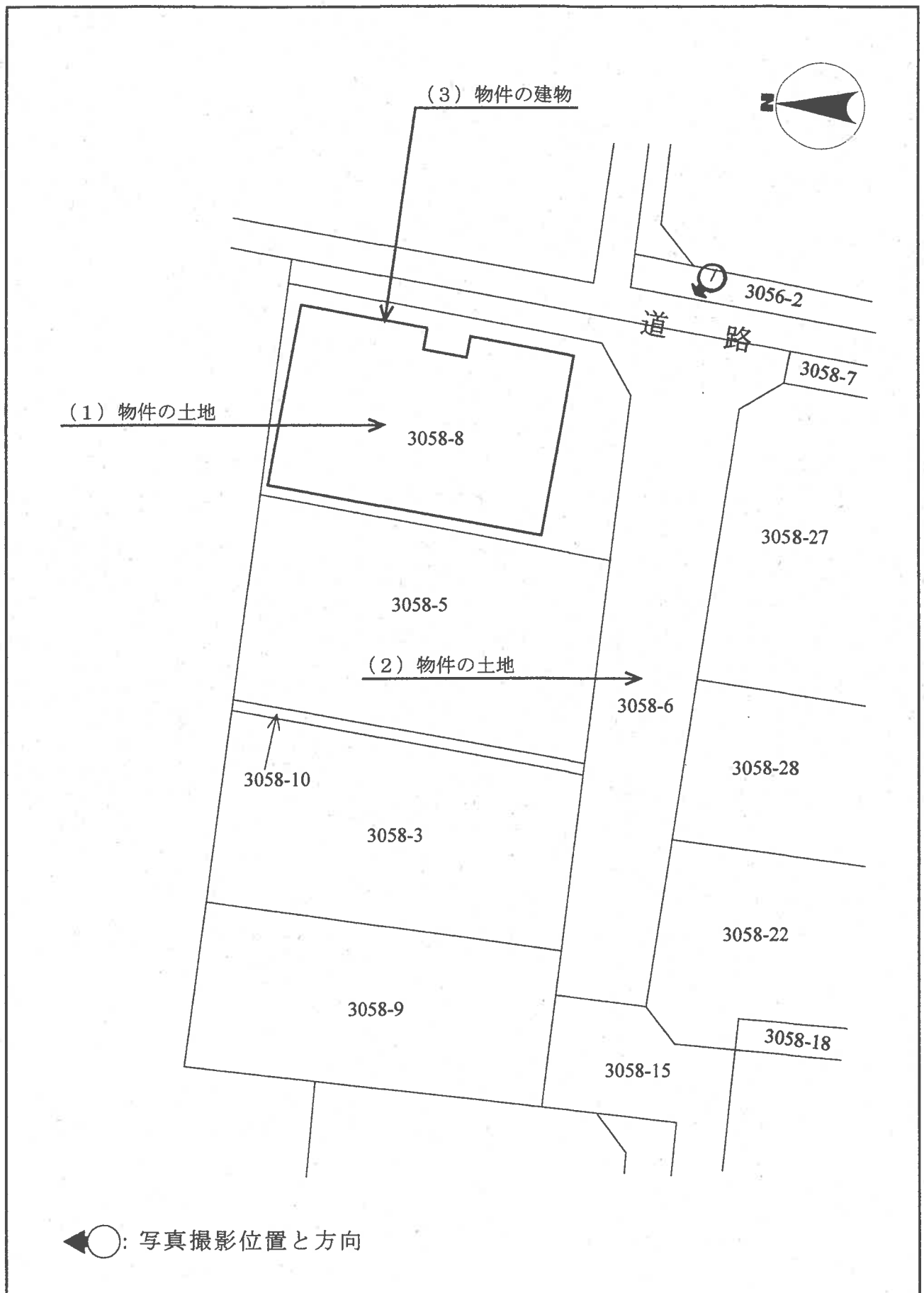
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

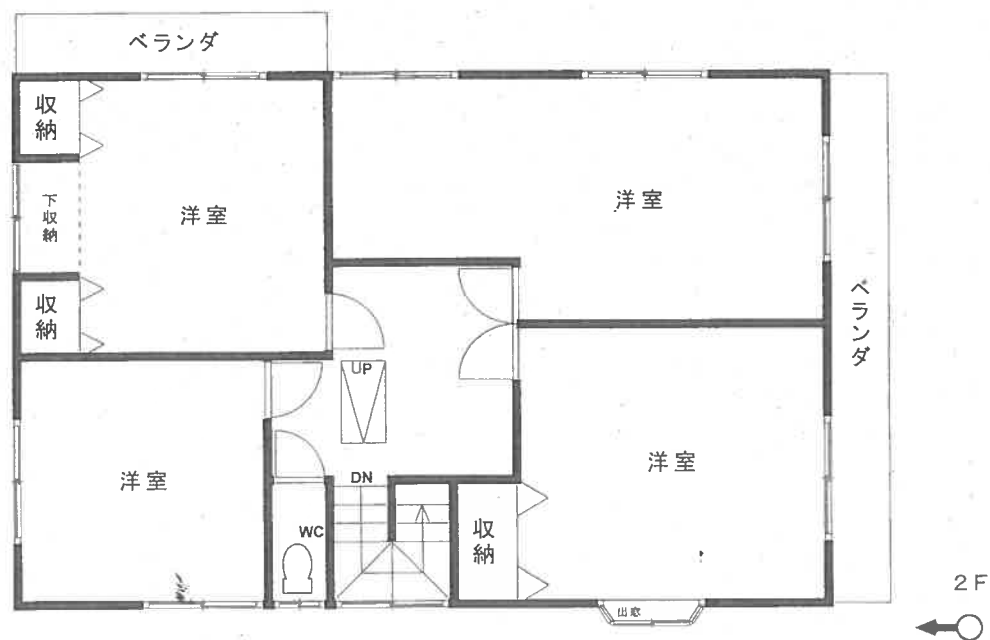
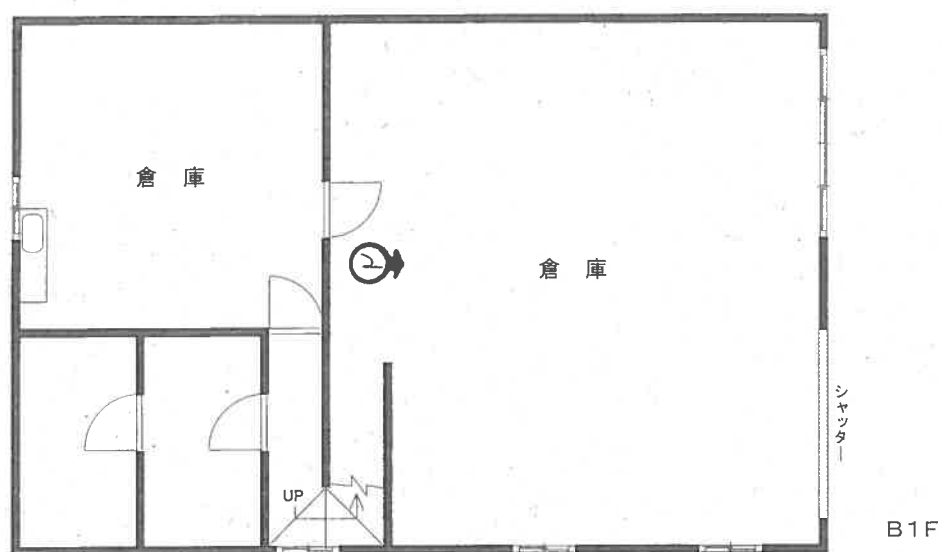
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(写真 4点添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)





写真撮影位置と方向

1



2



3



4



令和 8 年（ケ）第 6 7 号
令和 8 年 5 月 1 2 日 現地調査
令和 8 年 5 月 2 0 日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 36,230,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 12,090,000円
物件2（土地）	金 360,000円
物件3（建物）	金 23,780,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		
3	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：練馬区大泉学園町5-27-2
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番8
 地 目 宅地
 地 積 154.49平方メートル
 共有者 A 持分10分の8
 共有者 B 持分10分の2

- 2 所 在 練馬区大泉学園町五丁目
 地 番 3058番6
 地 目 公衆用道路
 地 積 140平方メートル
 共有者 A 持分140220分の26632
 共有者 B 持分140220分の6658

- 3 所 在 練馬区大泉学園町五丁目3058番地8
 家屋 番号 3058番8の2
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
 床 面 積 1階 90.93平方メートル
 2階 92.90平方メートル
 地下1階 92.74平方メートル
 共有者 A 持分10分の8
 共有者 B 持分10分の2

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「大泉学園」駅より北西方道路距離約 2.2km、バス停留所「坂下」より北西方道路距離約 450m（徒歩約 6 分）、コミュニティバス停留所「大泉学園町五丁目」より北東方道路距離約 170m（徒歩約 3 分）、練馬区大泉学園町五丁目 27 番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	低層一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。東方至近に変電所がある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な制限 を考慮しない 一般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50％ 100％ 準防火地域 最高高さ10m第一種高度地区、最低敷地面積 80 m ² 、日影規制区域、練馬区景観計画区域（ゆとりある住まい景観ゾーン）、大泉風致地区、土地区画整理事業を施行すべき区域（練馬大泉石神井付近）
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	154.49 m ² ほぼ長方形 間口約 9m・奥行約 16m 前面道路とほぼ等高、地勢は概ね平坦 特になし
接面道路の状況等	南側幅員約 3.9m私道（建築基準法第 42 条 1 項 5 号）及び東側幅員約 2.2m～2.8m区有通路（建築基準法第 42 条 2 項）に角地で接する。セットバックを要する。	
土地の利用状況等	物件 3 の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり 前面道路に取り出し口あり あり ※ 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。
特 記 事 項	東側で接している幅員約 2.2m～2.8mの道路の西側一部は、公図上、物件 2 である 3058 番 6 の一部となっている。 練馬区によると、東側は建築基準法 42 条 2 項の区有通路とのことであるが、物件 2 の東側一部を含んで 42 条 2 項の区有通路であるか、それとも物件 2 の東側一部は位置指定の私道の一部であるか、詳細は不明とのことであった。	

2 公衆用道路の概況・利用状況等（物件2）

画 地 条 件 (規模・形状等)	規 模 形 状	140 m ² L字型の帯状地
土地利用状況等	物件2は、物件1が南側及び東側で接している、アスファルト舗装された公衆用道路の共有持分として、通行の用に供されている。	
共有持分の表示	共有者A 持分140220分の26632 共有者B 持分140220分の6658	

3 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成2年12月25日新築 平成年月日不詳増築「平成25年8月12日登記」 約35年 約5年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建 タイル貼 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング、長尺塩ビシート貼等 キッチン、浴室、トイレ等
床 面 積	地下1階92.74m ² 、1階約96.93m ² 、2階92.90m ² 、延床面積約282.57m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅・倉庫 5LDK+倉庫2
品 等	概ね中級程度	
保守管理の状態	老朽化・陳腐化している。経年相応ないしは経年以上の劣化がある。壁紙等に汚れも見られる。	
建物の利用状況	共有者Aが居宅として使用、占有している。	
特 記 事 項	容積率は超過している。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	271,000	× 0.95	× 154.49	× 0.95	= 37,780,000

総額(円)については、1万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示地 練馬-10

（公示価格等） （時点修正）（標準化補正）（地域格差） （規準価格）

$$271,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/102 = 271,000 \text{ 円/㎡}$$

（上三桁未満四捨五入）

時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地 域 格 差：地価公示地の所在地域は、対象地域と比較して環境条件等は優れている。

イ 個 別 格 差：角地＋3％，セットバック－8％，計－5％（0.95）と判断した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 建付地価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件 2（公衆用道路）

物件 1 の標準画地価格を基準として、道路価値率、共有持分を乗じて、道路価格を求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (m ²) ウ	道路 価値率 エ	共有持分 オ	道 路 価 格 (円)
	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格 差 イ				
2	271,000	—	×140	×0.05	×33290/140220	=450,000

ア 標準画地価格：前記①アによる。

イ 個 別 格 差：特になし

ウ 地 積：登記数量による。

エ 道路価値率：道路価値率を5%と査定した。

オ 共 有 持 分：共有持分は第4, 2「共有持分の表示」の合計である。

③ 物件 3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
3	250,000	× 約 282.57	× 0.10	= 7,060,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：現況概測数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 35 年，経済的残存耐用年数約 5 年，観察減価率 20%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 5 年 ÷ (35 年 + 5 年) × (1 - 0.20) = 0.10 (小数第 3 位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (注) イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	37,780,000	×	0.6 法定地上権	= 22,670,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円)
1	(37,780,000	- 22,670,000)			×	0.8 = 12,090,000
2	450,000				×	0.8 = 360,000
3	(7,060,000	+ 22,670,000)			×	0.8 = 23,780,000
一括価格 (合計)						36,230,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（練馬-10）

所 在：練馬区大泉学園町六丁目808番6

住 居 表 示：大泉学園町6-13-24

価 格：271,000円／㎡

位 置：西武池袋線「大泉学園」駅より道路距離約2,6km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：190㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北側幅員約5.7m区道に接する中間画地

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建蔽率50％，容積率100％），
準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

位 置 図

公 図 写

地積測量図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

建物図面・各階平面図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

以 上

令和8年5月20日

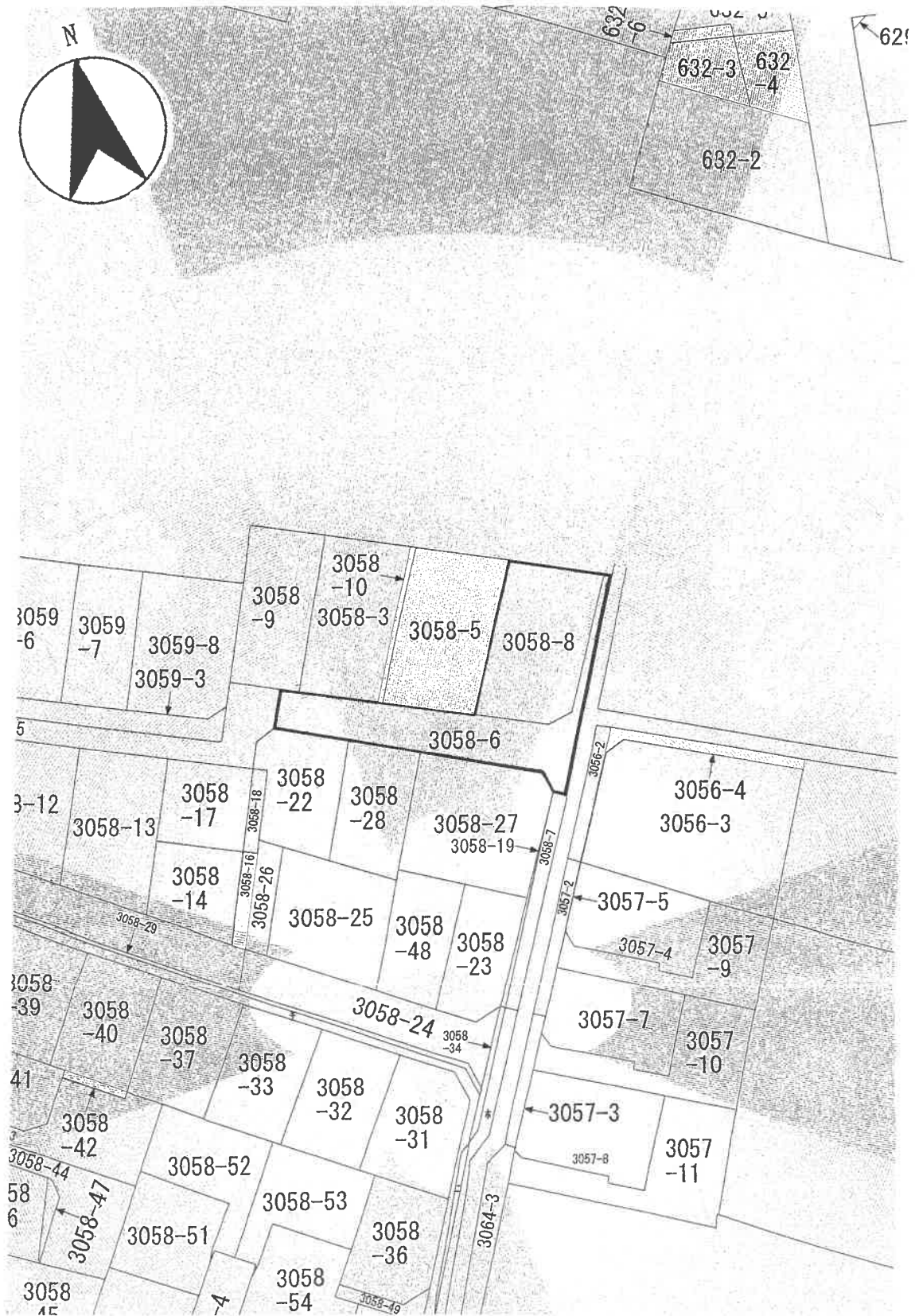
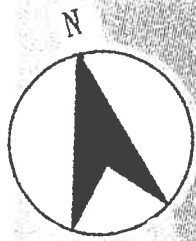
評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

位置図



公 園 写



1 : 600

登記年月日：昭和42年9月21日

地積測量図

地番 3058番5、3058番8

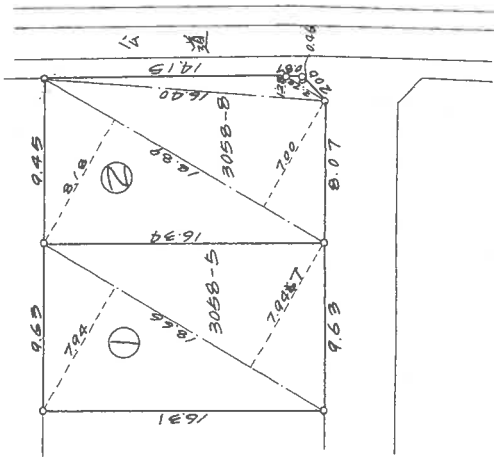
土地の所在 練馬区大泉学園町5丁目

作製年月日 昭和42年九月廿一日

作製者

申請人

N



地号	求積の方法 (三斜形)	単位メートル	地積
①	$18.66 \times (7.94 + 7.94) \times \frac{1}{2} = 148.55376$		148 m ² 22
②	$18.89 \times (8.18 + 7.00) \times \frac{1}{2} = 143.3751$		
	$16.00 \times 1.28 \times \frac{1}{2} = 10.4960$		
	$2.70 \times 0.46 \times \frac{1}{2} = 0.6210$		
	計	159.4921	154 m ² 29

縮尺 1/300 (全国土地家屋調査士会連合会 用紙) 314268

542.9.21

登記年月日：平成25年8月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局練馬出張所管轄)
令和8年1月26日 東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：20-2

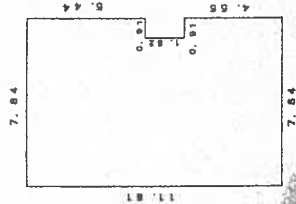
建物図面

家屋番号 3058番8の2

所在 練馬区大泉学園町五丁目 3058番地8

各階平面図

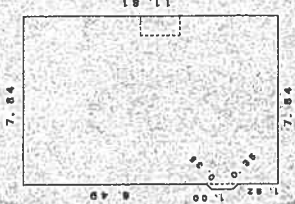
1階



求積表

6.93	x	11.81	=	81.8433
0.91	x	5.44	=	4.9504
0.91	x	4.55	=	4.1405
				計 90.9342
				床面積 90.93 m ²

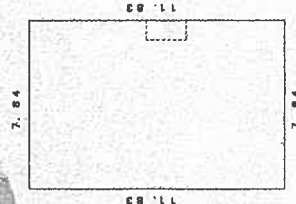
2階



求積表

7.84	x	11.81	=	92.5904
(1.00 + 1.50)	x	0.25	/ 2 =	0.31250
				計 92.90290
				床面積 92.90 m ²

地下1階



求積表

7.84	x	11.83	=	92.7472
				床面積 92.74 m ²

作成者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

